

法定相続情報一覧図の写しで

相続手続を

簡単にしませんか？

相続手続って
大変そう…



相続手続は、かなりの時間と手間がかかる場合があります。

手続いっぱい

- ・株券の名義変更
- ・預金の払戻しや生命保険請求
- ・ご自宅の名義変更など

何度も準備が大変

複数の金融機関と取引があると
それぞれの窓口で「戸籍謄本
一式」の提出が求められる

時間と手間がかかる

一つの手続を終えたら
「戸籍謄本一式」を返して
もらって次へ…

法定相続情報一覧図の写しで相続がスムーズに



1 手続き簡素化

- ・ご自身で取得いただく戸籍謄本（被相続人の出生から死亡まで）は1セットだけ。
- ・各機関毎に提出する戸籍謄本の束が、法定相続情報一覧図の写しに。

2 費用削減

- ・法定相続情報一覧図の写しの交付手数料は無料。（申請に必要な戸籍謄本・住民票の取得費用は発生）
- ・相続手続に必要な通数の交付請求が可能で、登録から5年間は再交付が可能。

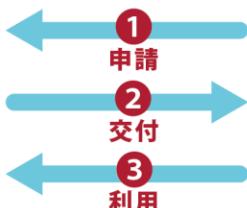
3 手続きがスムーズ

- ・公的証明書なので安心。
- ・法定相続人を一目で確認できて、各機関の内容確認がスムーズに進行。

法務局



相続登記*
(不動産の名義変更)



法定相続情報一覧図の写し



金融機関



証券会社

株式・投資信託
の名義変更手続
銀行・信用金庫等
預金の払戻し
保険
生命保険請求

行政機関



税務署

相続税の申告
陸運事務所
自動車の名義変更
年金事務所
年金手続

*2024年4月から、相続登記の申請義務化。

※一部の法務局では申請を受け付けていない場合があります。詳細は最寄りの法務局でご確認ください。

法定相続情報一覧図の写しに関するお問い合わせ先と手続方法/場所のご確認

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html

詳細は
こちら



全国銀行協会

信託協会

全国地方銀行協会

第二地方銀行協会

全国信用金庫協会

全国労働金庫協会

全国信用組合中央協会

日本証券業協会

<2025年6月作成>